

○上越教育大学国際交流推進センター運営委員会規程

(平成26年3月24日規程第7号)

最終改正 令和3年11月24日規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学国際交流推進センター規則（平成26年規則第1号。以下「センター規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、上越教育大学国際交流推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流推進センター（以下「センター」という。）の運営及び業務の推進に関する事項
- (2) センターの事業計画に関する事項
- (3) 内部質保証に関する事項
- (4) その他国際交流推進センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター規則第4条第1項第2号に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手
- (3) センター規則第4条第1項第3号に規定する兼務教員
- (4) その他学系又は専攻・コース等から学長が指名した者

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

3 委員会が必要と認めるときは、第1項に規定する専門部会の議決を、委員会の議決とみなすことができる。

(事務の処理)

第10条 委員会に関する事務は、研究連携課において処理する。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第3号の委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成27年規程第13号 (平成27年3月24日))

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第39号 (平成27年8月5日))

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第3号 (平成30年2月27日))

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第28号 (令和3年11月24日))

この規程は、令和3年11月24日から施行する。